

資料4 令和2年度 第2回石狩市男女共同参画推進委員会資料

○石狩市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 石狩市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を総合的かつ効果的に推進し、行政内部関連部課の連携を図るため、石狩市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の推進に関する関係部課間の連絡調整及び方針決定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する総合的な調査及び研究並びに対策の企画立案に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長に市長、副会長に副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、危機対策担当部長、企画経済部長、産業振興担当部長、財政部長、環境市民部長、保健福祉部長、健康推進担当部長、建設水道部長、水道担当部長、教育委員会生涯学習部長、市民図書館長、農業委員会事務局長、厚田支所長及び浜益支所長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総括し、会議を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第4条 推進会議に必要な応じてプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、会長から付託された事項について調査研究し、その結果を会長に報告するものとする。
- 3 プロジェクトチームのメンバーは、会長がその都度定め、これを任命する。
- 4 プロジェクトチームにリーダーを置き、会長の指名によりこれを定める。
- 5 リーダーは、プロジェクトチームの事務を掌握し、会議を主宰する。
- 6 プロジェクトチームは、第2項の報告が終了次第、解散する。

(会議)

第5条 推進会議は会長が、プロジェクトチームの会議はリーダーが、それぞれ必要の都度招集す

る。

(関係職員の出席)

第6条 会長又はリーダーは、必要に応じて会議に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議及びプロジェクトチームの庶務は、環境市民部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月28日から施行する。